はにゅうりょうしまじゅうりょうようはいすいろ

羽生領島中領用排水路

土地改良区だより

令和元年７月発行

第 １８ 号

編集・発行　羽生領島中領用排水路土地改良区　総務課
〒347-0001
埼玉県加須市大越3756番地1
TEL 0480-53-3888　FAX 0480-53-8468
https://hanyuryo.com
E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp

自然排水路（加須市細間地内）
「水路改良事業により工事実施」

【おもな内容】

●通常総代会開会あいさつ
●お知らせ　役員・総代選挙について
●令和元年度予算
●令和元年度賦課金等について
●平成３０年度事業の実施状況
●財務状況の公表
●お願い
●葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

平成30年度通常総代会

開会あいさつ

羽生領島中領用排水路土地改良区
理事長　野本陽一

おはようございます。理事長を仰せつかっております野本陽一です。本日、平成30年度通常総代会を開催致しましたところ、総代の皆様方には、ご多用の中、ご出席頂き誠にありがとうございます。先ずもって厚く御礼申し上げます。また、ご来賓と致しまして、衆議院議員　野中厚様、参議院議員　古川俊治様秘書の高橋様、埼玉県議会議員　諸井真英様、柿沼トミ子様にはご多用のところご臨席を賜り、心から御礼を申し上げます。

そして、当土地改良区の発展のために一方ならぬご指導ご鞭撻を頂いておりますことを深く感謝申し上げます。更に、行政機関からは、来年度から中川上流地区の調査を実施致します農林水産省　関東農政局　利根川水系土地改良調査管理事務所　原川所長様、埼玉県からは、農林部農村整備課　林課長様、加須農林振興センター　根岸所長様、用水でお世話になっております、独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所　笠井所長様には、年度末の大変お忙しいところ、ご臨席を頂き厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

まず初めに、本年度のかんがい用水につきましては、梅雨が6月29日に異例の速さで明けまして、ご存じのとおり6月の降水量は平年の8割以下、7月の降水量に至りましては平年の半分、8月も6割少々と少雨が続きました。このため、利根川上流8ダムの貯水量は6月初めから急激に減少致しまして、関東地方整備局では7月下旬に渇水対策の準備を始められました。幸いと言いますか、7月28日の台風12号によりまして、貯水量は回復致し、ほぼ予定どおりに配水することができました。組合員の皆様のきめ細やかな水管理のご努力に心から感謝を申し上げたいと思います。

国営の排水対策事業、中川上流地区につきましては、昨年度の総代会で議決を頂きまして、地区調査の採択申請書を4月早々に埼玉県知事に依頼し、埼玉県から6月に農林水産省に申請をして頂きました。農林水産省が、8月末に発表致しました、平成31年度予算の概算要求に中川上流地区が計上されました。9月21日に私と本日ご臨席を頂いております、諸井県議、柿沼県議、そして関係する加須市長の大橋さん、羽生市長、久喜市長の梅田さんで斎藤農林水産大臣並びに本日ご臨席をして頂いております、野中厚農林水産大臣政務官へ御礼と本予算獲得のお願いに伺って参りました。正式には予算成立後になりますが、いよいよ平成31年度から農林水産省により事業調査が始まります。問題定義をされました、故野中英二前理事長が、この様な構想を立てられてから本当に長い年月を要しましたが、野中厚元農林水産大臣政務官、諸井・柿沼両県議会議員のご尽力によりまして、いよいよ事業がスタートすることになります。

現在、事業の推進組織として、中川上流地区国営事業等推進協議会を設立すべく準備を進めておるところでございます。

会員と致しましては、当土地改良区、関係3市、排水路改修に合わせまして新しい営農を展開することなどから、ほくさい農業協同組合と埼玉みずほ農業協同組合となります。更に、顧問と致しまして、本日ご列席の野中厚衆議院議員、諸井県議会議員、柿沼県議会議員、委員と致しまして、関係行政機関であります、関東農政局と埼玉県を予定しております。この推進協議会の設立は、4月に統一地方選挙がありますことから新元号となります5月に予定をしております。

排水先であります、一級河川中川の改修につきましては、埼玉県県土整備部がJR宇都宮線の鉄橋の狭窄部の拡幅を平成31年度から工事を始めまして、平成35年度に完成する予定であります。現在30mの鉄橋を90mの長さに伸ばしまして、水路を拡幅いたします。国道125号に掛かる古門樋橋から新槻堀川合流点までの拡張整備につきましても、既に昨年8月に用地買収の地元説明等を行田県土整備事務所で実施を致しておりまして、平成40年度に拡幅完了する予定であります。

平成30年度に実施した県営事業は、島中領地区の石綿管交換工事は中川沿いの中里地区及び狐塚地区において965mを実施致しました。また、稲荷木落排水路は、第三期事業としてカインズホームの上流から島中領用水との交差部より少し下流までの417mの護岸を整備致しました。

当土地改良区の実施した事業は、県の補助金により県費単独土地改良事業につきましては、旧大利根町の堤根落排水路259m、羽生市の上村下ノ落排水路223mを整備し、国と県の交付金による維持管理適正化事業につきましては、岡古井落排水路にあります、七釜戸堰のゲートと、一級河川午の堀川にあります、樋の口堰のゲートを補修整備致しました。

事業につきましては、以上でありますが、平成31年4月1日から施行される改正土地改良法によりましては、3年以内に土地改良区は貸借対照表の作成が義務付けられました。施設の資産評価を適切に行い、将来の更新費用を計画的に積み立てた上で、施設更新を進めるためにも、早期に実現し、より健全な土地改良区運営に努めて参りたいと存じております。

総代の皆様方には、当土地改良区の運営につきまして、なお一層のご支援ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。そしてまた、本日、ご参会のご来賓の方々、総代の皆様方、皆様方のご健勝をご祈念申し上げまして、私からのご挨拶とさせて頂きます。

（理事長　挨拶）

（議案採決状況）

総代選挙及び役員選挙の結果について

・総代の任期は平成30年8月25日から令和4年8月24日までの4年間です。
・役員の任期は平成30年9月10日から令和4年9月9日までの4年間です。

選挙区	地区名	総代名	役員名
第1区	羽生・岩瀬	川田 房雄・澤田 英次・澁澤 吉明 金子 昇・間中 治彦・小林 辰雄	理事 飯塚 精一 理事 堀口 喜司
第2区	川俣	柿沼 繁・大塚 順一・大澤 建一	理事 今井 義郎
第3区	須影	川野辺 辰美・中島 資二・中村 米二 小礒 域之・齋藤 隆	理事 吉岡 榮市
第4区	手子林	若山 実・間篠 良行・岡戸 茂行 岡戸 儀房・岩田 圭司・小林 幸男	理事 坂田 修一 監事 儘田 義光
第5区	井泉	甲山 圭一・飯塚 準一・新井 啓市 渡邉 茂・松井 広文・金子 佐一	理事 五月女 行一
第6区	三田ヶ谷	田村 正・茂木 和美・金子 薫 久保 州司・栗田 健一	理事 奥澤 武
第7区	村君	卯ノ木 善一・新井 勇二・田野入 雅弘 齋藤 靜雄・木村 敬之	理事 田口 政夫
第8区	大越	黒田 敏夫・越塚 俊雄・小関 利正 篠﨑 得悦・石川 哲夫	理事 三井 保男
第9区	樋遣川	秋山 一馬・須藤 隆次・清水 信雄 坂本 英治・松村 文夫・藤原 勇	理事 小林 良照
第10区	不動岡	秋山 雄一・鳥羽 實・福田 育市 平井 啓一	理事 内田 清
第11区	三俣	蛭間 泰司・市川 文男・市川 定正 藤野 一・櫨田 榮	理事 田村 喜成 監事 松村 邦雄
第12区	豊野	島田 正一・山下 政明・番場 利雄	理事 大竹 義男
第13区	原道	茂手木 秀夫・渡邊 治・植竹 辰夫 齊藤 明男・塩田 邦夫	理事 吉澤 安夫
第14区	元和	中島 利雄・並木 勝・大塚 建造 澁澤 光一・坂田 義彦	理事 染谷 博
第15区	東	神﨑 繁太郎・奈良 武雄・恩田 浩明	理事 丸山 辰夫
第16区	静	籠宮 俊雄・篠﨑 久雄・新井 哲夫 遠藤 謙一・奈良 武一	理事 橋本 武雄
第17区	栗橋・豊田・幸手	平井 悟・橋本 晃・高塚 伊和夫 木村 裕信・遠藤 公文	理事 山田 加藏 理事 遠藤 伸一 監事 籠宮 博
員外理事			理事 野本 陽一 理事 大橋 良一

■理事長・副理事長・総括監事及び各担当委員は、それぞれ次のとおり互選、選任されました。
また、総代会議長・副議長は、平成30年8月28日開催の臨時総代会において選任されました。

理事長	野本 陽一
副理事長	坂田 修一 山田 加藏
総代会議長	松村 文夫
総代会副議長	小林 辰雄

総務委員	◎田村 喜成　○大竹 義男　三井 保男　堀口 喜司 奥澤 武　飯塚 精一　坂田 修一　山田 加藏
水利委員	◎吉岡 榮市　○吉澤 安夫　田口 政夫　染谷 博 小林 良照　橋本 武雄　五月女 行一
会計委員	◎丸山 辰夫　○今井 義郎　内田 清　遠藤 伸一
総括監事	籠宮 博

◎委員長　○委員長代行

令和元年度　一般会計収入支出予算

（単位：千円）

収入			支出		
科　　目	予　算　額	予算に占める割合	科　　目	予　算　額	予算に占める割合
1.組合費	185,700	46.0%	1.事務費	82,000	20.3%
2.財産収入	4,680	1.2%	2.選挙費	10	0.0%
3.使用料及び手数料	19,070	4.7%	3.事務所費	2,040	0.5%
4.補助金及び交付金	26,890	6.7%	4.事業費	259,060	64.3%
5.受託費	12,780	3.2%	5.諸　費	35,400	8.8%
6.寄付金	10	0.0%	6.諸支出金	15,200	3.8%
7.納付金	12,100	3.0%	7.繰出金	7,440	1.8%
8.雑収入	4,410	1.1%	8.諸帳簿整理費	10	0.0%
9.繰越金	56,000	13.9%	9.予備費	2,040	0.5%
10.繰入金	27,800	6.9%			
11.負担金	53,760	13.3%			
合　　計	403,200	100.0%	合　　計	403,200	100.0%

令和元年度実施予定事業

1.県費単独土地改良事業

施設名	施工箇所	事業内容
堤根落排水路	加須市新川通地内	鉄筋コンクリート柵渠工
上村下ノ落排水路	羽生市大字弥勒地内	鉄筋コンクリート柵渠工
自然排水路	加須市細間地内	鉄筋コンクリート柵渠工

2.県営特定農業用管水路等特別対策事業（島中領地区）

施工箇所	事業量	事業内容
久喜市中里地内 （中里揚水機場）	600m	管水路更新工

令和元年度　賦課金等について

1. 賦　課　金

◎平成31年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地　区	地　目	1㎡あたり
羽生領第１地区	田	4.30円
	畑	2.15円
羽生領第２地区	田	2.15円
島 中 領 地 区	田・畑	5.00円

☆徴収期間　　上半期　令和元年 7月1日～令和元年 7月31日
　　下半期　令和元年11月1日～令和元年12月2日

2. 陸田等用水使用料

◎令和元年8月1日現在の使用者に発付されます。
　田として賦課されていない土地に水稲を耕作した場合、使用料を徴収します。

地　区	用　途	1㎡あたり
羽 生 領 地 区	管理水路から直接・間接的に取水するもの	2.15円

☆徴収期間　　令和2年1月1日～令和2年1月31日

3. 地区除外決済金

◎農地を転用する時の地区除外決済金は次のとおりです。

地　区	地　目	1㎡あたり
羽生領第１地区	田	236円
	畑	118円
羽生領第２地区	田	118円
島 中 領 地 区	田・畑	111円

※島中領地区のパイプライン区域については、決済金とは別に県営土地改良事業の受益者負担金（下記６）の精算金がかかります。

4. 目的外排水負担金

◎平成31年4月1日現在の排水放流承認者に対して発付されます。
　工場・営業排水を放流するときの目的外排水負担金は次のとおりです。
　　１㎥あたり　基準額　2.87円

5. 施設使用料

◎平成31年4月1日現在の施設使用者に対して発付されます。

※目的外排水負担金と施設使用料は消費税がかかります。

6. 受益者負担金【島中領地区】

◎県営土地改良事業の石綿管交換工事に伴い、平成31年1月1日現在の土地所有者に発付されます。
　　１㎡あたり　　1.18円（田・畑）

平成３０年度事業の実施状況

1. 県費単独土地改良事業（県の補助金を受けて行った事業）

工　事　名	施　工　箇　所	事　業　量	事　業　費
堤根落排水路改良工事	加須市新川通地内	２５９ｍ	29,980,800円
上村下ノ落排水路改良工事	羽生市大字弥勒地内	２２３ｍ	19,947,600円
計		４８２ｍ	49,928,400円

2. 水路改良事業（改良区単独費で行った事業）

工　事　名	施　工　箇　所	事　業　量	事　業　費
自然排水路改良工事	加須市細間地内	４６ｍ	6,480,000円
計		４６ｍ	6,480,000円

3. 土地改良施設維持管理適正化事業（国及び県の補助金を受けて行った事業）

工　事　名	施　工　箇　所	事　業　量	事　業　費
七釜戸堰補修工事	加須市下三俣地内	井堰工一式	3,132,000円
樋の口堰補修工事	加須市岡古井地内	井堰工一式	7,970,400円
計			11,102,400円

4. 県営土地改良事業（改良区がその一部を負担して行った県の事業）

工　事　名	施　工　箇　所	事　業　量	事　業　費
石綿管交換工事	久喜市狐塚地内　他	９６５ｍ	94,640,000円
計		９６５ｍ	94,640,000円

5. 維持管理事業

工　事　名	施　設　名	件　数	事　業　費
水路浚渫工事	岩瀬落排水路、十王堀用水路　他	６７	8,634,440円
水路雑草藻刈工事	四ヶ村用水路、仁蔵堀用水路　他	１４６	53,324,323円
水路修繕工事	自然排水路、中里揚水機場系　他	２１	6,909,828円
樋管堰枠工事	樋の口堰、S44幹線1号用水路　他	９	2,027,390円
揚水機場等施設維持費	樋遣川揚水機場、佐間第1揚水機場　他	３６	8,684,032円
計		２７９	79,580,013円

■水路にゴミを捨てないようご協力ください

水路に捨てられたゴミ等は、通水の妨げとなり水不足や溢水の原因となります。
このゴミ処理の費用は、組合員から納付された賦課金で賄われています。

平成３０年度　事業の完成写真

◆県費単独土地改良事業　堤根落排水路改良工事（加須市新川通地内）

（工事前）

（工事後）

◆県費単独土地改良事業　上村下ノ落排水路改良工事（羽生市大字弥勒地内）

（工事前）

（工事後）

◆土地改良施設維持管理適正化事業　樋の口堰補修工事（加須市岡古井地内）

（工事前）

（工事後）

◆県営土地改良事業　石綿管交換工事（久喜市狐塚地内）

（石綿管撤去）

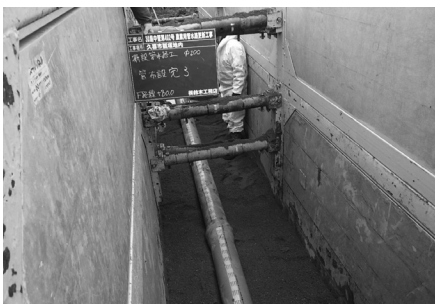

（塩ビ管設置）

財務状況の公表

平成29年度　一般会計及び特別会計の収支決算を公表します。

【一 般 会 計】

（単位：円）

収入		支出	
1. 組合費	180,228,500	1. 事務費	63,808,789
2. 財産収入	6,133,232	2. 選挙費	0
3. 使用料及び手数料	19,345,705	3. 事務所費	1,247,120
4. 補助金及び交付金	17,622,000	4. 事業費	264,961,444
5. 受託費	12,174,840	5. 諸費	29,601,283
6. 寄付金	0	6. 諸支出金	6,971,198
7. 納付金	12,130,493	7. 繰出金	5,122,700
8. 雑収入	3,628,850	8. 諸帳簿整理費	0
9. 繰越金	76,168,801	9. 予備費	0
10. 繰入金	11,951,940		
11. 負担金	99,016,208		
収入合計	438,400,569	支出合計	371,712,534

収入支出差引残金　66,688,035円　翌年度へ繰越

【特 別 会 計】

（単位：円）

会計名	収入額	支出額	翌年度繰越額
職員退職手当	111,907,511	0	111,907,511
農地転用（羽生領地区）	2,726,825,982	7,000	2,726,818,982
農地転用（島中領地区）	40,054,959	420	40,054,539
維持管理積立金（島中領地区）	22,984,136	5,555,940	17,428,196

【財 産 目 録】

（単位：円）

資産の部		負債の部	
流動資産		未払金	
一般会計	66,688,035	引当金負債	
未収入金	21,883,080		
特定資産		賦課金等還付金	16,970
職員退職手当引当金	111,907,511	職員退職手当引当金	111,907,511
農地転用決済金	2,766,873,521	農地転用決済金	2,766,873,521
維持管理積立金	17,428,196	維持管理積立金	17,428,196
基本財産	753,445,071	基本財産	753,445,071
特定施設維持管理基金	43,880,851	特定施設維持管理基金	43,880,851
固定資産			
土地　事務所敷地 外	68,071,764		
建物　事務所 外	241,202,000		
備品　自動車 外	13,026,594		
資産合計	4,104,406,623	負債合計	3,693,552,120

● お 願 い ●

1. 水管理について

本土地改良区で、かんがい期間中に使用できる水量は、許可水利権によって総量及び期別の水量が決められているため、かけ流し等のムダを無くし有効利用を心がけていただきますようお願いします。

2. 施設の破損について

自動車等の接触によりフェンスなどの破損が多く発生しています。水難事故など、安全面に影響がありますので、見かけた場合は土地改良区又は最寄りの警察署に通報をお願いします。

3. 水難事故の防止について

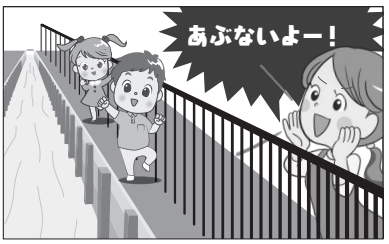

かんがい期間中は水路の水位が上がっております。また、大雨等により急激に水位が上がる場合もあり、大変危険です。水路の近くで遊んでいる子供達を見かけたら一声かけて注意をお願いします。

（子供達を水難事故から守りましょう）

4. 境界確認申請について

土地改良区の管理施設と接している土地の境界が不明な場合は、境界確認申請をしてください。申請用紙はホームページまたは土地改良区にあります。

5. 口座振替について

土地改良区賦課金・陸田等用水使用料・施設使用料・目的外排水負担金・受益者負担金の納付は、便利な口座振替をご利用ください。

なお、口座・納付者等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座からの引落としが出来ませんので、早めに変更手続きをお願いします。

口座振替のできる金融機関

1．埼玉りそな銀行	本・支店	7．埼玉縣信用金庫	本・支店
2．りそな銀行	本・支店	8．中央労働金庫	本・支店
3．足利銀行	本・支店	9．ほくさい農業協同組合	各支店
4．武蔵野銀行	本・支店	10．埼玉みずほ農業協同組合	各支店
5．群馬銀行	本・支店	11．ゆうちょ銀行	
6．東和銀行	本・支店		

口座振替で納付される方へ

引落し先金融機関の通帳記載により振替済とさせていただきます。
尚、納付証明書が必要な方は、ご連絡いただきましたら発行いたします。

6. 改元に伴う元号の取扱いについて

改元に伴い5月1日以降の文書等の発送は令和で表記となりますが、既に発送済の文書で5月1日以降の「平成」と表記されている承認期間満了日等は、有効であり「令和」に読み替えていただきますようお願いいたします。

なお、「平成」と表記された書類は、そのまま使用できます。

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

当連合では、「利根中央事業」で整備された水利施設により、北は羽生市から南は八潮市まで１０市３町に跨る、約１２，７００ｈａの農地を対象に、適正な用水供給に努めています。平成３０年度は、関東甲信越では観測史上最も早い６月２９日に梅雨が明け、水不足が心配されましたが、取水制限には至らず計画通りの取水を行うことができました。ここ数年、渇水が心配されるような気象が続いています。今後も、水源の状況を注視しながら安定した用水供給を行ってまいりますので、引き続き、適切な用水使用にご協力くださるようお願いいたします。

《平成31年3月19日（火）に通常総会が開催され、次のとおり決定されました》

平成２９年度一般会計収入・支出決算

収　入

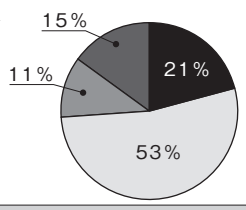

■連合費 29,850,000円
□受託費及分担金 76,098,000円
■負担金 16,000,000円
■繰越金他 22,062,712円

収入合計　144,010,712円

支　出

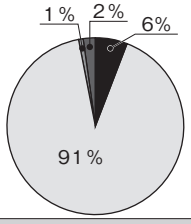

■事務費 7,175,668円
□事業費 112,029,607円
■諸支出金他 1,296,803円
■繰出金 2,080,000円

支出合計　122,582,078円

翌年度繰越金　21,428,634円

令和元年度一般会計収入･支出予算

収　入

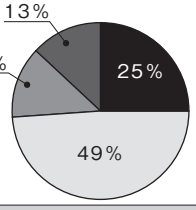

■連合費 34,880,000円
□受託費及分担金 67,870,000円
■負担金 17,200,000円
■繰越金他 18,050,000円

収入合計　138,000,000円

支　出

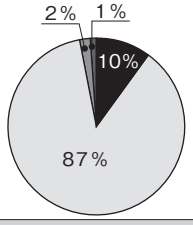

■事務費 13,850,000円
□事業費 119,980,000円
■諸支出金他 2,150,000円
■繰出金 2,020,000円

支出合計　138,000,000円

◇令和元年度所属土地改良区の連合費賦課額

所属土地改良区	賦課額
葛西用水路土地改良区	20,750,000円
羽生領島中領用排水路土地改良区	14,130,000円
合　計	34,880,000円

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 管内の管理状況 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

◎二郷半領揚水機場浮きスクリーン交換
【大落古利根川取入口】

◎南方用水路取水口
【羽生市大字小須賀地内】

【こんな時は必ず届け出をお願いします】

～ 各種様式につきましてはホームページよりダウンロードできます ～

地区除外申請書及び農地転用等の通知書

農地を農地以外に転用するとき　※1

1.農地を宅地等へ転用するとき

★市街化区域内においても申請が必要です

組合員資格得喪通知

組合員の資格等の変更があったとき

1.組合員が死亡（相続）されたとき
2.土地の所有権･耕作者の異動があったとき
3.住所の変更が生じたとき
4.農業者年金等による組合員に交替があったとき

農地の一時転用等の通知書

農地を改良するとき

1.土盛りをするとき
2.田から畑に地目を変更するとき　※2
3.資材置場等に一時使用するとき

施設使用承認申請

管理施設（水路敷等）を使用するとき

1.宅地等の出入りに橋梁を設置するとき
2.排水管･水道管･ガス管等を埋設するとき
3.看板･電柱･街灯を設置するとき

※1 農地を転用する場合は、土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外決済金の納付が義務付けられております。（調整区域・市街化区域）
これは、組合員の皆様が納められている賦課金で用排水路の維持管理費を賄っているため、農地を転用され面積が減ると、残された農地（組合員）が負担することになりますので、残された農地に対し過重な負担にならないようにするためのものです。
※2 田から畑に地目変更する場合は、一時負担金を納付していただきます。【羽生領地区のみ】

■公共事業（道路または施設等）の用地として買収されたときも、地区除外決済金が発生します。事業主体（買収者）と十分な話し合いをされますようお願いします。

陸田耕作異動申告書（羽生領地区）

陸田耕作面積等の異動があったとき

1.新たに陸田耕作を始めるとき
2.耕作地を休耕したとき、又は、耕作面積を増減したとき
3.貸借関係に異動があったとき
4.耕作者の住所･氏名を変更したとき

陸田耕作面積等の異動については、自己申告制になっておりますので、左記のようなときは必ず異動申告書の提出をお願いします。

◎提出期限　令和元年9月30日

《注意》
異動申告書の届出がない場合は、前年度（平成30年度）の耕作面積の取扱いとなりますのでご了承ください。